

# 平城宮の発掘調査—その課題と展望—

## 渡辺 晃宏

### はしがき

日本古代の都城のうち、平城宮は最も恵まれた遺跡である。遺跡の範囲が確定しており、その大半が国有化され、かつ特別史跡・世界遺産として手厚い保護を受けている。また、遺跡の遺存状態が良好で、かつ廃都後永らく耕作地と利用されてきたため、その後の時代の遺跡の重層性がほとんどない。さらに、一九五九年以來國の予算による継続的な発掘調査が連綿と続けられてきているという点も特筆に値する。他の都城遺跡に比べると、まさに恵まれた調査環境にあるといわねばなるまい。同じ奈良の都であっても、都市平城京が開発の波にさらされているのに比べるならば、その点は歴然であろう。

飛鳥時代の遺跡に比べれば、平城宮の遺跡や遺構はかなり定型化している。藤原宮・京に比べても、それは明らかである。しかも、かつて古代律令国家のピークは大宝律令施行に求められ、平城宮の時代は律令国家の崩壊過程と見做されてきた。しかし、六〇年に及ぶ継続的な発掘調査の結果明らかになってきたのは、平城宮がけっして初めから完成された都でもなく、まして下降過程にある都ではないという事実だった。僅か足かけ七五年にしかならない、しかも途中に五年間の空隙のある都ではあったが、平城宮の遺構は少なくとも前半と後半、多いところでは六時期にも及ぶ変遷が確認できる。そしてその試行錯誤の過程で平安宮に受け継がれている要素が生み出されていったことが見通せるようになってきた。平城宮の時代はまさに、日本古代律令国家の建設期であり、平城宮跡にはその過程が土に刻まれて明瞭な形で遺存していることが明らかになってきたのである。これは、併行する文献からみた日本古代史研究の深化とも対応した知見であった。

前後の時期の都と比較する場合の平城宮跡最大の特徴は、その不整形な形状であろう。その理由もまた、律令国家の建設過程にあたるという、平城宮の歴史的位置に起因することが見えるようになってきた。平城宮はけっして静的な都ではなく、ダイナミックに変化する動的な都だったといつても過言ではないのである。

奈良（国立）文化財研究所（以下、奈文研）による六〇年に及ぶ継続的な発掘調査は、

ようやく道半ばに達したところである。調査面積としては、これまでに発掘を終えたのは、一三〇haある平城宮跡のうち四割弱であるが、国有化されているのは全体の八割強であり、左右対称の建物配置が想定される中枢区画は、原則として東半分のみの発掘調査に留め、西半分は将来の検証に委ねるという方針であるから、実際には一〇〇%の調査となるわけではない。これまでの調査成果で、平城宮とその時代の歴史的な位置付けはかなり明確になってきている<sup>(1)</sup>。

しかし、まだ解明すべき課題は多い。そのため、今後さらに継続的な調査を進めていくにあたっては、これまでに何がわかったかではなく、現状で何がわからないか、折返し地点を過ぎた地点で今後の検討課題を整理しておくのは無意味なことではないだろう。本稿はそのための筆者なりの現状認識の提示であり、解明された成果については必要最小限の記述に留めることをご寛恕いただきたい。所見の批正を仰ぐことで、今後の調査指針になにがしかの貢献ができれば幸いである。

## 一 中枢部の構造と変遷—二つの大極殿・朝堂院—

大極殿・朝堂院・内裏などの中枢区画は、これまでの発掘調査において特に重点的に解説されてきた部分である。端的にまとめるならば、移動する大極殿（前半は朱雀門北、後半は壬生門北）、併存する朝堂院（奈良時代を通じて朱雀門北と壬生門北に併存、かつ壬生門北は新旧二時期が重層して存在）、動かない内裏（奈良時代を通じて壬生門北に存在）と整理でき、朱雀門北=第一次、壬生門北=第二次という当初の捉え方から、朱雀門北=中央区、壬生門北=東区という新しい理解が定着してきた（奈良文化財研究所二〇一〇、渡辺二〇二〇）。

今後大枠の理解が大きく変わることはないであろうが、個々にみるならば、まだいくつかの重要な課題が未解決のまま残されている。（一）中央区朝堂院の奈良時代後半の機能、（二）東区朝堂院の南に位置する朝集院の奈良時代前半の様相、（三）朝集院南の式部省・兵部省地域の奈良時代前半の様相、などである。以下、順に述べよう。

### （一）中央区朝堂院の奈良時代後半の機能

中央区朝堂院は東西各二堂、計四堂の長大な朝堂からなる。類似の施設は他の宮城には見られない。前半は第一次大極殿院の南に続く儀式空間であり、第一次大極殿を使う際には、朝堂院南門と朱雀門の間に展開する広場空間も含めて一体として機能した。恭仁遷都

に伴う大極殿の移築に際しては、朝堂院の移築は行わず、還都後もずっと存在し続けたとみられている。したがって、第一次大極殿院の跡地が太上天皇宮としての西宮に改造され、第一次大極殿院南門・東樓・西樓が解体されたあと、西宮と中央区朝堂院は南北一体の敷地を構成していたはずである。西宮の南限は第一次大極殿院の南限よりも約九五m北に移っているから、朝堂院の面積自体はかなり広くなっていた。内裏と東区朝堂院は機能的に無関係だったわけだから、西宮と中央区朝堂院が一体として機能したとは考えられない。西宮造営後の中央区朝堂院の機能が改めて問われなければならない。

一般に想定されているのは、平安宮の朝堂院とその西に位置する饗宴の空間である豊楽院との位置関係が、奈良時代後半の平城宮の東区朝堂院と中央区朝堂院との関係とパラレルであることから、中央区朝堂院は饗宴の空間だったのではないかという理解である。しかし、「朝堂に饗す」などの記録が、中央区朝堂院なのか、東区朝堂院なのか、明確に区分別できるわけではない。さらに、饗宴の空間という理解が、第一次大極殿院のあった前半期の中央区朝堂院にまで遡りうるのかもまた明証があるわけではない。前半の中央区朝堂院が大極殿儀式の際の官人の列立空間であることはいえても、建物としての朝堂の使用方法を示す史料は実はないのである。

奈良時代後半における中央区朝堂院の機能を理解するのに、これを難しくしている要素がもう一つある。それは、称徳天皇の大嘗祭が中央区朝堂院で営まれたあと、同じ朝堂院の朝庭に、九尺等間を基本とする左右対称の掘立柱建物からなる空間が営まれていることである（奈良文化財研究所二〇〇五b）。時期を確定する明確な徵証は得られていないが、西宮に関連する施設の可能性が高いとみられることから考えると、称徳天皇の大嘗祭挙行直後の神護景雲年間、または平城太上天皇が西宮に住んだ八〇九年から八二四年までの時期のいずれかが候補となるだろう。しかし、平城太上天皇の時期の場合、大極殿相当の建物まで設けているのに、その南面にこれを遮蔽する形で殿舎区画を設けることは考えにくく<sup>(3)</sup>、称徳天皇が西宮に居住した時期とみるのが穩当と思われる。その場合、注目すべきは金子裕之氏の法王宮説である（金子裕之二〇〇五）。法王として称徳天皇を支えた道鏡の宮殿法王宮が平城宮内に設けられたことは明らかだが、新たに宮殿区画を建設する余地が宮内にあったとは考えにくい。その点、称徳天皇の内裏である西宮（太上天皇宮）の前面の中央区朝堂院朝庭は、まさに打って付けの場所だった。九尺等間という、平城宮の宮殿区画の基本的な単位である一〇尺等間よりも一回り小さな規模で建てられているのも、天皇を補佐する法王道鏡の宮殿として相応しいといってよからう。

遺構の性格については、なお慎重な議論が必要であろうが、その点は措くとしても、この宮殿区画の建設によって、中央区朝堂院の朝堂は、実質的にはその機能を失ったとみなければならぬ。建物としては奈良路代末まで存続したとみて差し支えないものの、中央区の朝堂は、実質的に生命を終えていた可能性も考えられる。

このように中央区朝堂院の朝堂については、豊樂院機能の継承の問題も含め、奈良時代を通じた機能変遷について、検討すべき余地が残されているわけである。この点を考える際のネックは、中央区朝堂院の発掘調査が未完であることであろう。朝堂の発掘調査は完了しているものの、朝庭部分の調査は、北端の称徳天皇の大嘗宮本体部分について行われただけで、大嘗祭関連の幄舎などの付属施設や、上述の法王宮の可能性のある宮殿の展開についてはほとんど未解明のままである。中央区朝堂院の朝庭東半の解明は不可欠の課題である。

## (二) 東区朝堂院の南に位置する朝集院の奈良時代前半の様相

平城宮の朝集院は、東区朝堂院の南に位置する区画で、南北棟の朝集堂が東西に各一棟ずつ建つ。その機能は、朝政に参加する官人の待機場所との理解が一般的である。東区朝堂院、及びその正殿でありかつ内裏外郭の天皇出御空間でもある建物は、奈良時代前半に掘立柱建物（大安殿）として建てられ、奈良時代後半にはほぼ同じ位置で礎石建物（第二次大極殿）に建て替えられている様相が発掘調査によって明らかになっている。ところが、その南に隣接する朝集院は、これとは異なる様相を呈していることが明らかになってきた。すなわち、一九六〇年代の調査で既に存在がわかっていた礎石建ちの朝集堂の下層に、朝堂と同様奈良時代前半の掘立柱の朝集堂があったのではないかと当初考えていたが、調査を進めた結果、下層掘立柱建物は存在しないことがわかったのである。その後同様に礎石建物しか存在しない状況は、朝集院南門についても確認された<sup>(4)</sup>。

そうなると、可能性としては二つあって、前半には朝集堂がなかったか、遷都当初から礎石建物だったかのいずれかということになるだろう。朝集堂は藤原宮でも存在が確認されているわけであるから、遷都当初の平城宮に朝集堂がなかったとは考えにくい。そのスペースを確保しているのであるから、遷都当初から建設されていたと考えるのが自然ではあるだろう。但し、課題はある。物的証拠がないことが一つ。もう一つは、区画施設については築地塀になる前に、掘立柱塀の段階が確認されていることである。すなわち、掘立柱塀の区画の中に礎石建物がある状況が想定できるか、という問題である。しかもこの段階の掘立柱塀による朝集院区画は、北側の朝堂院区画と幅が揃わず、やや幅広の区画を構

成する（奈良文化財研究所二〇〇四c）。さらに藤原宮の朝集院区画壝は、朝堂院築地回廊の内側に取り付いており、朝堂院よりも朝集院の方が東西幅がやや狭く（奈良文化財研究所二〇〇四b）、平城宮朝集院は藤原宮ともまた異なる状況を呈している。

このように、朝集院区画は、歴史的な流れの中で説明が容易でない変遷を辿っているのである。発掘調査についていえば、前半に掘立柱建物が存在した可能性はほぼなくなったといえるが、朝集院区画の整合的理解という点では、朝集院東辺の市道部分の調査が困難な状況もあって、なお築地壝下層の調査は不充分とはいえない状況である。奈良時代前半期の平城宮朝集院の様相については、残された課題が大きいといわねばならないだろう<sup>(5)</sup>。

### （三）朝集院南の式部省・兵部省地域の奈良時代前半の様相、

奈良時代後半に双子の官衙式部省・兵部省が建設される、（二）の南に接する部分についても、ことに奈良時代前半の様相に関しては、なお残された課題が大きいと考える。

この地域についても、朝堂院の発掘調査成果を受けて、下層に掘立柱建物がある可能性を考慮した調査が行われたが、奈良時代前半に掘立柱壝による区画は設けられていたものの、建物は存在しないことが明らかになっている（奈良国立文化財研究所一九九四・奈良文化財研究所二〇〇五a、など）。また、礎石建ちの式部省・兵部省が奈良時代前半に遡る可能性は、それらが奈良時代半ばの整地の上に構築されていることから、明瞭に否定されている。この点は朝集堂の存在形態とは明らかに異なっている。

ただ、歴史的変遷を考える場合に課題となるのは、区画壝のみからなるこの地域を奈良時代前半に設けた目的であろう。それというのも、藤原宮においては、朝集院南面がすなわち宮南限であり、朱雀門は朝集院南門を兼ねる位置に設けられているからである。換言すれば、藤原から平城に遷都する際に、朝集院の南の宮南面大垣との間に、もう一つのブロックを、しかも遷都当初は区画施設のみで実質的な利用が今のところ確認されていない特異なブロックを確保した理由が、まだ充分には説明できていないのである<sup>(6)</sup>。

中央区では、朝堂院南門と朱雀門との間に広大な広場空間が確保されている。中央区と東区の朝堂院の南限は、東西に揃う位置に設定されているから、仮に東区の朝集院南限の位置に宮南面大垣が置かれたとしても、中央区には朝集院と同じ南北長さの広場は確保できたはずである。それにもかかわらず、朱雀門をさらに南に置くことで、その約二倍の面積を確保することができた。建設した順序からいえれば、東区下層が遷都時点までにほぼ完成し、中央区は遷都後にじっくり建設を開始したことが明らかであるが、遷都当初東区南端に空閑地を設けたのは、中央区南端に充分な空閑地を確保することが目的だったので

はないだろうか。東区の朝集院の南に藤原宮にはなかったブロックを設けたのは、中央区の儀式空間の整備の副産物だったとみるわけだが、これが正鵠を射る解釈かどうかはなお今後の検討を俟ちたい。

さらにもしもこれが当を得た解釈であったとしても、このブロックが奈良時代後半に式部省・兵部省の敷地となる契機がどこにあったのかは、また別に検討を要する課題である。式部省：文官担当、兵部省：武官担当として、官人の人事を分掌する官司として大宝令に位置付けられた両省が、国政の最高審議の場である大極殿・朝堂院の前面に位置するのは、まことに相応しい<sup>(7)</sup>が、遷都当初は人事は実質的には式部省が一手に掌握していた。発掘調査成果によると、その式部省は遷都当初奈良時代後半の壬生門内東ではなく、その東隣に位置していた（奈良文化財研究所二〇〇四a）。東区中軸上ではなくそこから東に外れてはいるものの、宮南限には位置していたのである。このことは、中央区の広場空間の確保の副産物として設けられた東区南端の空閑地に何らかの特別の意義が付与されていたことを示すとともに、宮南限に中軸に近い位置に人事担当官司を置く構想が遷都当初からあったことを意味すると考えてしかるべきだろう。奈良時代後半には、後者が前者よりも重視されて、空閑地を放棄し、双子の官衙式部省・兵部省を壬生門内の東区中軸線上に建てる事になるわけで、その経緯の理解にあたっては、なぜ東区中軸上には空閑地が必要でなくなったのかという視点からの説明も求められるだろう。それは奈良時代前半の朝集院南の空閑地の機能とも密接に関わってくる。事実としては、この部分の機能が中央区の朱雀門内の空閑地に統合・吸収されたと理解するしかないだろうが、充分な論理でこれを説明する術をもたないのが現状である。

加えて、以上の議論は、朝集堂が遷都当初になかったはずはないという、未確定の発掘調査成果を前提としている点にも注意を要する。朝集院区画が東区朝堂院の礎石建物への建て替えと同時に建設された、すなわち奈良時代前半に朝集院がなかった可能性も皆無ではないからである。もっとも、この場合も奈良時代前半に存在した空閑地（この場合は中央区と同規模）を奈良時代後半に潰していることにはないから、求められる説明は共通のものである。

## 二 宮殿名称の同定をめぐって

文献資料から知られる平城宮内の中核施設としてその同定に最も異論があったのは西宮

と中宮である。西宮は称徳天皇の亡くなった宮殿として『続日本紀』に見える一方、内裏北外郭官衛の土坑SK八二〇出土木簡の門号木簡、いわゆる西官兵衛木簡にも登場する（奈良国立文化財研究所一九六六・一九六九）。後者の分析によって、以降所在地のすぐ南西に位置する東区北方の内裏とみる説と、第一次大極殿院の跡地の宮殿とみる説とがあって決着がなかった。しかし、中央区朝堂院における称徳天皇の大嘗宮の発見によって、称徳天皇の亡くなった宮殿は第一次大極殿院の跡地の宮殿であることが確定し、この問題のみならず平城宮の宮殿名称の同定のための定点が得られることになった（奈良文化財研究所二〇〇五b）<sup>(8)</sup>。

この結果、西宮の兵衛の「西宮」についても、通時代的に同一の宮殿を指すとみるのが自然であるから、第一次大極殿院跡地の宮殿の可能性が極めて高くなつたと考える。東・西は相対的な位置関係であって、時期によりまた史料により指示するものが異なる可能性を全く否定はできないものの、第一次大極殿院跡地の宮殿＝西宮の造営年代は、考古学的には平城還都直後まで遡り得るので、西官兵衛の「西宮」が第一次大極殿院跡地の西宮と同一宮殿と考える支障にはならないだろう。

中宮については、第一次大極殿院とみる説（奈良国立文化財研究所一九九一）もあったが、現在では内裏とその外郭の出御空間の呼称を中宮（院）とみる説（奈良国立文化財研究所一九九三）でほぼ落ち着いている。第一次大極殿院は儀式空間であって、居住空間である「宮」の呼称は相応しくないのもその根拠の一つである。

一方、東宮については、東張り出し部南半の呼称（東院地区）と考えるのが一般的である。同地区は、元々皇太子の居住空間、東宮として造営され、のちに東院、さらに楊梅宮へと変遷したと理解されている（橋本二〇一一、岩本一九九一）。八世紀には皇太子が存在しない期間も長いため、即位した天皇が皇太子時代に住んでいた東宮を離宮として活用することも多かった。そのため、東宮の呼称は、皇太子の居住空間としてだけでなく、平城宮の一般的な宮殿施設の呼称の一つとして、東院と同義にも用いるようになったとみられている。

平城宮の宮殿名称は、大略以上のように捉えられるようになってきたが、なおさらに検討を要する史料がいくつか散見する。例えば、七五二年（天平勝宝四）東大寺大仏開眼供養の際に留守官が置かれた東宮と西宮については、東宮を東院地区の呼称と考え、西宮を内裏と捉えるのが一般的であろう。そして、東宮の方が高位の留守官を置いていることを、孝謙天皇が内裏よりも東院を重視している徵証と理解し、東宮の方が格が高かつたと説明

してきた（渡辺二〇〇九）。しかし、西宮兵衛木簡よりもさらに五年ほど後の時期であるから、第一次大極殿院跡地の宮殿＝西宮が完成している可能性はさらに高い。したがって、これを第一次大極殿院跡地の宮殿＝西宮、すなわち太上天皇宮としても聖武天皇の宮殿と捉え得る可能性はないのだろうか。もしそう考えてよければ、東宮も通常いわれる東院ではなく、孝謙天皇の宮殿としての内裏を指すとみるのが自然である。そうであれば、内裏に太上天皇宮よりも高位の留守官が置かれるのはさして不思議なことではないだろう。

もう一つ問題の残る資料を挙げると、東方官衙の焼却土坑SK一九一八九の衛府関係木簡に「東宮守」「西宮守」として登場する「東宮」と「西宮」である（奈良文化財研究所二〇〇九）。「守」とあることから明らかのように、これは東宮や西宮の警備を担当した兵衛、近衛などの兵士の歴名の報告書である。門号木簡のように宮殿区画内の特定の施設ではなく、宮殿全体の警備を分担しているが、木簡の機能としては同じとみてよかろう。二条大路木簡の門号木簡に、警備場所として皇后宮が門と並んで列記されているのが参考になろう（奈良国立文化財研究所一九九五b）。

東方官衙の焼却土坑SK一九一八九の衛府関係木簡は神護景雲年間から宝亀二年頃までを主体としている（奈良文化財研究所二〇〇九）。そのため、厳密には神護景雲年間の称徳朝か、宝亀年間の光仁朝か区別して考えるべきところだが、一般的には、前述の大仏開眼会の際の留守官の記事と同様に、東宮＝東院、西宮＝内裏、と理解されている。しかし、この点もなお検討の余地が残されているのではないだろうか。

東方官衙の焼却土坑SK一九一八九の衛府関係木簡の全貌はまだ明らかになっていないが、これまでのところ、東宮・西宮は登場するが、中宮は見えない。これは、中宮が東区下層の内裏とその外郭の出御空間（大安殿）を指すこと（奈良国立文化財研究所一九九三）と軌を一にしている。中央区が西宮に改造され、東区に第二次大極殿と上層朝堂院が成立した段階では、天皇の出御空間は東区に限定されることになったため、中宮の呼称は不要になったためと考えられる。

西宮は一貫して中央区の第一次大極殿院跡地の太上天皇宮の空間を指すと解するのが妥当とみられるから、もし中宮が登場せず、西宮と東宮のみしか現れないのならば、東宮は必ずしも東院と理解する必要はなく、前述の大仏開眼会の際の留守官の記事について考えたのと同様に、東宮＝内裏の可能性も考慮すべきなのではないだろうか。称徳の居住空間としての対比で東・西を考えるよりも、単純に東西の併存する天皇の居住空間＝内裏と、太上天皇の居住空間＝西宮、という対比で東・西を考える方がはるかに自然であろう。

ただ、これもあくまで可能性の域であって、これを実証するのはなかなか困難である。その場合、神護景雲年間か、宝亀年間かで、状況が実は微妙に変わってくる。称徳が西宮に住んだ神護景雲年間であれば、内裏には居住者はおらず、東宮＝東院の可能性はなお捨てきれない。一方、称徳没後の宝亀年間であれば、逆に西宮には居住者がおらず、また東院は、楊梅宮への造り替えが始まっているはずで（完成は七七三年〈宝亀四〉）、居住者がいるのは内裏のみである。居住者がいない宮殿も警備の対称になっている可能性があるわけである。この課題を解決するための情報はまだかなり不足している。なによりも東院中枢部の解明はまだこれからである。東院が居住空間として機能していたのか、それとも儀式空間に過ぎないのかが問われることになるだろう。宮殿名の同定は、平城宮の解明にとって、古くてなお新しい課題なのである。なお、東院については、次節で再説する。

### 三 東院と西南苑池

**東院** 南部から西部にかけての継続的な発掘調査で様相解明が進んでいる<sup>(9)</sup>。全体として、六時期に及ぶダイナミックな遺構変遷があり、概ね天皇の代替わりごとに改作が行われ、平城宮末期の光仁天皇の時代には、宮内離宮楊梅宮に造り替えられた。本来は皇太子が居住する東宮だったはずの空間が、皇太子不在の時期が長く続いたこともあり、即位した天皇の宮内離宮として使われるようになった結果である。

特徴的な遺構を挙げると、まず西辺では、当初樓閣宮殿の可能性も考えられた、大規模の倉庫群と思われる遺構が南北に展開する（奈良国立文化財研究所一九九九）。また、西北部から北部にかけては、大規模な厨空間が設けられていることが明らかになってきた。宮内最大級の井戸やそこから流れる水をためて作業を行う覆屋を伴う炊事空間、宮内では初となる地上式の竈が八基以上連接する調理空間など、他に例を見ない遺構の発見が相次いでいる（奈良文化財研究所二〇一八・二〇一九）。

前節でも述べたように、中軸線上の中枢部分の解明はまだ途上であるが、中央部には回廊に囲まれた施設がダイナミックな変遷を辿りながらも継続的に営まれているようで、その実態解明はなお今後の課題である。東院というと、現在の宇奈多理神社の南東に展開する宮東南隅の庭園、いわゆる東院庭園が著名である（建物とともに庭園が復原され、特別名勝にも指定されている）が、これはあくまでも東院に附属する園池空間であり、主体は宇奈多理神社北西の高台に存在するであろうことが、ようやく共通の理解になりつつある。

なお、東院の北側には、張り出し部中央に開く門に連なるとみられる東西の宮内道路が位置する。東院西北隅にあたるこの宮内道路の南側溝からは、奈良時代最末期の延暦年間の年紀をも春宮坊や皇后宮職関連の木簡が出土している（奈良国立文化財研究所一九九五a）。出土位置からみて、東院西北部に春宮坊や皇后宮職が所在した可能性を示唆する資料であり、楊梅宮とこれらの官司、およびそれらが支える皇太子の居所東宮や皇后宮との関係が問われることになる。東院西辺から北辺にかけて展開しているとみられる、これらの木簡の廃棄元とみられる地域の解明にも配慮が必要であろう。

東院については、検討されるべき課題がこのほかにもある。ここでは二点にしぼって紹介しておきたい。一つは東院の設定時期についてである。東院を含む張り出し部の付け根の位置にある小子部門は、造営が遷都からやや遅れると当初いわれていた。しかし、小澤毅氏の検討によって、遷都直後から存在していたことが明らかになった（小澤一九九四）。したがって、東張り出し部の設置が遷都から大幅に遅れることは考えにくくなつたが、南面大垣に先行する掘立柱塀が東院南門の西側しか存在しないなど、造営の進捗が単純ではなかつた様子が窺える。そのため、大幅に遅れるのではないにしても、張り出し部の設定 자체が遷都からやや遅れるのではないかという提起が井上和人氏によってなされている（井上二〇〇四）。

ただ、いずれにしても東院を含む張り出し部の設定、換言すれば東への拡張に伴う東南隅の切り欠きの設定は、多分に現実的な要請に基づくものだったとみられる<sup>(10)</sup>。というのは、下ッ道は平城宮・京の形状決定以前に既に先行して存在していたからである。朱雀大路と朱雀門をずらす選択肢はあり得なかつただろう。しがたって、朱雀門の位置は、その造営開始以前からもはや動かすことはあり得なかつた。朱雀門、下ッ道の拡幅による朱雀大路の造作開始以前に、既存の下ッ道の位置によって朱雀門・朱雀門の位置は決まつていたのである。このため、たとえ平城宮域が東に拡張することがあっても、シンメトリー性を維持するために朱雀門・朱雀大路の位置を東へ移動させる選択肢は初めから存在し得なかつた。南面から見たシンメトリー性の維持という理念を維持する限り、平城宮・京の設定にとって下ッ道の存在自体が、もはや動かしがたい大前提になつてゐたわけである。

ここで、従来あまり検討対象としてこなかつたことだが、中枢区画を二ヵ所設けたことによる宮域の不足を補うための東への拡張という、東張り出し部の設定の根本的な要因にかかる命題についても課題が残ることを述べておきたい。それは、拡張した東張り出し部の北半については、東北官衙と称すべき官衙域として設計されたことが、造酒司の存在

やその北側で行われた部分的なトレンチ調査によって明らかになってきているのに対し、南半は皇太子の居住空間、東院として設計されているからである。つまり、北半は藤原宮に見合う官衙域の確保という目的に適う土地利用であるのに対し、南半は藤原宮には所在が確認されていない東宮であって、不足分の確保という目的では説明できない土地利用だからである。東への拡張によって確保できた官衙空間は、京城六坪分に過ぎない。

藤原京遷都の時、皇太子はいなかった。六九七年八月に即位した文武天皇は、同年二月に立太子したとされるが、皇太子制度自体まだ未確立だった可能性が高く<sup>(11)</sup>、しかもその地位にあること僅か半年で即位している。その後、平城遷都まで、皇太子が置かれることはなかった。一方、皇太子の居住空間については、藤原宮の復元では宮内に東宮は想定されていない。また、平城京が模範とした唐長安城では、太極宮の東に東宮、西に掖庭宮が隣接して設けられており、それらの南位置する官庁街、皇城とともに、城壁で囲まれた一郭を構成していた。日本で後宮が確立するのは奈良時代末の光仁天皇の時代以降であり、しかも内裏の中に寄生する形で存在した<sup>(12)</sup>ので比較はできないが、東宮については独立した空間を宮城の東側に設けている点で、平城宮のあり方は唐長安城と共通している。

このように、東への拡張によって確保できた空間の半分が東宮（後の東院、楊梅宮）だったことを重視するならば、東への拡張の真の目的は、唐長安城に倣った東宮の宮城内への取り込みだったとみるべきなのではなかろうか。あるいは当然のこととしてあまり強調されてこなかっただけかも知れないが、この点をあえて述べておきたいと思う。

なお、こうして平城宮内の取り込まれる形で新たに設定された東宮の主が、平城遷都の段階ではまだ正式に定まっていなかったものの、七一四年（和銅七）に立太子し正式に皇太子になった首皇子、後の聖武天皇であることは言を俟たない。平城宮は、既に広くいわれていることだと思うが、将来天皇となるべき首皇子の宮として造営された宮殿だったといつても過言ではないわけである。その点を重視するならば、宮南辺部分が仮に未完成であったとしても、この七一四年六月の立太子の段階までに東宮は完成していたと考えるのが自然である。そうであるならば、東張り出し部の設定は、造営に要する時間を考えると、限りなく平城遷都当初の時点に遡り得ることになるだろう。

東院についてのもう一つの課題は、東院の玉殿についてである。『続日本紀』によれば、称徳天皇が東院に新たに建てた建物には瑠璃の瓦が葺かれ、玉殿と称されたという。瑠璃瓦が施釉瓦を指すとみられている。平城宮内では、東院地区において特に緑釉瓦の・塼の出土が集中しており、この玉殿を初めとする称徳天皇の時期の宮殿に関わる遺物と考えら

れてきた。確かに、東院地区の施釉瓦の出土は平城宮内では突出しているが、平城京内まで視野を広げると、東院以上に施釉瓦の出土が顕著に見られる場所がある。平城宮からほど近い左京二条二坊十一・十二坪である<sup>(13)</sup>。このうち十二坪は、回廊で囲まれた特異な空間を構成し公的施設と目されており、しかも「相撲所」などの墨書き土器が出土していることから、単なる官衙ではなく、離宮のような空間だったのではないかと早くから注目を集めてきた坪である。その後の調査で、北側の十一坪にも左右対称のかなり格式の高い特異な空間が展開することが明らかになり、両坪の一体性も指摘されるようになってきた。施設名の特定は現時点ではまだ難しいが、左京二条周辺に存在したとみられる梨原宮などが後補にのぼっている。この十一・十二坪の施釉瓦の出土は点数においても、密度においても平城宮・京内で群を抜いており、施釉瓦の出土を東院玉殿の徵証とみるならば、むしろこの左京二条二坊十一・十二坪こそ東院玉殿の所在地として相応しいのである。この点については、これ以上考察を進めるための材料をもたないのが残念であるが、平城宮東張り出し部の遺跡名の比定にも関わってくる重要な問題であり、既往の発掘調査成果の検討や今後の周辺の調査成果の累積に期待したい。

東院について、もう一点付け加えるならば、東面宮城門についても言及が必要かも知れない<sup>(14)</sup>。発掘調査成果と現在知られる史・資料から考える限り、東面宮城門としては、張り出し部の付け根位置、東院南面中央、張り出し部中央の三ヵ所で、順に小子門（後に的門と改称）、建部門、県犬養門と考えるのが現時点では最も整合的と考えるが、このうち建部門と考えた東院南門についてはなお課題が残る。すなわち、第一に、東院南門は平城宮の一施設である東宮（東院、楊梅宮）の門であって、必ずしも平城宮の門として機能していたわけではないことである。そして第二に、他の宮城門と同様の規模になるのが、奈良時代末の楊梅宮に改造された時期まで降り、それ以前は小規模の門だったことが発掘調査で明らかになっていることである。上記の比定は、これらの点も考慮したうえでの仮説であって、今後の出土文字資料の増加にはなお注視していきたいと思う。なお、楊梅宮の時期の東院西面には礎石建ちの門が検出されている<sup>(15)</sup>。南面門が大型化し南からの動線が重視される時期においてもそうであるなら、南門が小規模だった時期についても、天皇からの動線を考えるならば、東院の正面はむしろ西面だったとみるのが自然であろう。東院が、実質的には西面を正面としていた可能性を考慮しておく必要があるだろう。

**西南苑池** 平城宮と周辺には、嶋と呼ぶさまざまな苑池施設があったことが知られている<sup>(16)</sup>。今も残る水上池や御前池、あるいは遺構として確認されている東院庭園や法華寺阿弥

陀淨土院などが知られているが、それらが文献に記録されたどの施設にあたるのか明らかになっていない。ここではこのうち西南苑池についてのみ課題を整理しておきたい。

宮西南部には秋篠川旧流路が地割となってその痕跡を留めている。地割を辿ると、平城京造営前までの秋篠川は、現在の県道谷田・奈良線の秋篠川に架かる橋のあたりから南南東方向に流れ、奈文研の敷地を横切って佐伯門南で平城宮跡内に入り、宮西南部を斜行して流れ、南面西門若犬養門の西を抜ける位置を通りいたとみられる。

七六二年(天平宝字六)三月に、宮西南に新たに池亭を造営したことが知られており(『続日本紀』同年同月壬午条)、これとこの流路の地割を関連付ける理解もある。ただ、そうすると、奈良時代後半のこの時期まで遷都から半世紀余りの間、この旧流路はほとんど手つかずのままに置かれていたことになろうが、そのようなことはあり得るのだろうか。それになによりもこれは保良宮の造営が進められている時期の話で、平城宮に関する記事と解釈するのは難しいと思う。

そもそも、こうした旧流路の地割を考える場合、それがいつの流路の痕跡なのかは俄には決めがたい。その点を少し整理おくと、平城宮・京の遺跡と流路の時期関係は、①平城宮・京の廃絶後に流路ができた場合、②平城宮・京造営より前に流路ができた場合の二つが考えられよう。そして、②はさらにa 平城宮・京造営時点以前に埋まつた(あるいは埋められた)場合と、b 平城宮・京廃絶後より後に埋まつた場合とに分けられる。aの場合には奈良時代には敷地として利用されていた可能性が高く、bの場合には敷地として利用していなかつたか、あるいは流路を生かした庭園施設などとしての利用が想定できる。このうち、②aの場合は、官衙や宅地としての区画設定がなされるはずで、流路の痕跡は地割りとしては残らないのではないかと漠然と考えてきた。例えば、平城宮内裏北外郭官衙では、市庭古墳(平城天皇陵古墳)が前方後円墳であったことを示す周濠の痕跡を発掘調査で確認しているが、それが地割として残っていたわけではなく、地上の地割はあくまで官衙区画のそれが残されていただけであった<sup>(17)</sup>。このことから、逆に方形を基本とする官衙や宅地の地割の中に、これを乱す流路の痕跡が地割として遺存している場合には、官衙や宅地としては利用されていない(②b)か、利用されても後に流路で破壊されている(①)かのいずれかであろうと考えてきたのである。

ところが、奈文研の敷地の発掘調査では、地上に残る地割に明瞭に流路の痕跡が認められるにもかかわらず、これを横切る一条南大路の南北両側溝や、大路を横断して両側溝をつなぐ南北溝が遺構として良好に遺存しているのを確認できた(奈良文化財研究所二〇一

六b）。しかも、平城京として機能していた八世紀においても、流路だった部分が低湿地化してその利用には困難を伴っていた様子が認められるだけでなく、流路内と流路外とで南側溝の遺構に数十cmの段差が生じるほどの沈下が、流路を埋めた部分において発生することを確認したのである（但し、その発生が京廃絶直後か、その後徐々に沈下していくのかは、必ずしも明瞭に捉えられているわけではない）。

すなわち、奈文研敷地の秋篠川流路のような大規模な遺構の場合、これをいかに丁寧に埋め、さらに整地を施したうえで官衙や宅地として活用したとしても、埋めた部分では大規模な地盤沈下が生じるため、都城としての機能を失った後（直後か、ある程度の時間をおいてかは断言できない）、ここを耕作地として利用する段階では、埋めたはずの旧流路部分が沈下し、これが耕作地の地割として顕在化してくるのであろう。つまり、地上における流路の痕跡の遺存と、奈良時代における遺構の遺跡とは、けっして両立し得ないわけではないのである。地上に流路の痕跡が遺存していても、奈文研敷地における発掘調査は、②aの可能性があることが明らかにしてくれたわけである。これは当初の予想に反するいわば見込み違いの成果ではあったが、奈文研敷地の発掘調査における重要な成果の一つである。

こうした理解に基づけば、平城宮西南部の秋篠川旧流路の痕跡の残る地域の利用形態についても、通常の官衙区画が展開していた可能性を考慮する必要があるのでなかろうか。この旧流路部分を含む数少ない調査事例である南面西門、若犬養門の発掘調査では、実際流路の地割内からも遺構を検出している。中央区朝堂院の西側には西方官衙と呼ぶべき広大な官衙区画が展開が想定できるが、宮西端の馬寮地区を除いて発掘調査はまだほとんど行われていない。今後の調査の進展が期待される地域である。

#### 四 官衙地域ほか

官衙地域は、平城宮の中でも最も広大な面積を占めるにもかかわらず、その解明が一番遅れている。しかし、限られた成果の中で明らかになってきたのは、官衙がその職掌に応じて、それぞれ極めて個性的な様相を呈していることである。しかも平城京時代の七五年間にダイナミックな変遷を遂げていることも明らかになりつつある。また、遺物が豊富なのも実務空間ならではの特徴である。そのうち、今後の課題となりそうなところをいくつか取り上げておく<sup>(18)</sup>。

**東方官衙** 現在、平城宮跡の発掘調査において、奈良文化財研究所が東院と並んで集中的に解明を進めている地域である。平城宮跡としては初めての、トレンチ調査による遺跡の概要把握をまず行ったうえで、主要部分の面的発掘にも進めるという方式で調査を進めている。そのなかで、大極殿・朝堂院の東側にあたるこの地域には、平安宮と同様に、太政官・中務省・民部省など、国政の中枢を担う主要官衙が所在したことが見え始めている。古代律令国家の解明に重要な役割を担う成果が期待されよう。

また、この地域は第二次大極殿・朝堂院付近の尾根と、法華寺から東院にかけての尾根間の筋に当たる地域であり、今後も木簡など出土文字資料の発見への期待も大きい。その一端は、既に前述の焼却土坑SK一九一八九の発見が明らかにしている。

ところで、東院と東方官衙は、小子門から北に延びる宮内道路を挟んで接するが、両者の関係は明確にはなっていない。この道路は地割としても明瞭に確認できるが、道路上に建物が建てられる時期もあり、東院と東方官衙の接点については、報告書も未刊行のため、その性格は不詳のままである。また、谷筋にあたるこの地域には、溝が複雑に展開している。まず、東方官衙の中央には内裏東大溝SD二七〇〇が貫流している。東方官衙には南北に四つの官衙ブロックが想定されているが、それらはSD二七〇〇によってそれぞれ東西別々の官衙に分割されているわけである。ただ、東方官衙の南に接し、SD二七〇〇の真南に当たる位置は奈良時代前半の式部省、奈良時代末の神祇官の敷地であって、ここではSD二七〇〇の延長部は確認されていない<sup>(19)</sup>。したがって、SD二七〇〇は東方官衙のいずれかの地点で東に折れ、次に述べるSD三四一〇に合流していたはずであるが、北から三つ目のブロックまででは、その痕跡は確認されていない（奈良文化財研究所二〇一〇b）。

次に、東方官衙東辺には神祇官東側の東面大垣西側の雨落溝に連なるSD三四一〇などの排水路があつて南流している。SD三四一〇は小子門から北に延びる宮内道路の西側溝の役割を果たす南北溝である。今述べたように、SD二七〇〇も東方官衙のどこかの地点でこれに合流しているはずである。一方、東院西辺には他の地域では見られない斜行する溝が何条か確認されている<sup>(20)</sup>。これらは小子門内側で収束し、最終的にはSD三四一〇と、小子門西からその前面に延びる東一坊大路の西側溝となるSD四九五一の二条の溝となって東面大垣の両側を南流することになる。これらの溝からは多量の遺物も出土しているが、溝相互の関係はなお明確でない部分がある<sup>(21)</sup>。東院と東方官衙の接点部分の実態解明は、今後進められるであろう東方官衙の最南端の官衙ブロックの解明に委ねられていることに

なる。

**西方官衙** 第一次大極殿院・中央区朝堂院の西方は、西端の馬寮地区、西池宮周辺を除くとほとんどまだ発掘は手つかずである。中央大溝から刑部省や彈正台を示す墨書き土器の出土が見られるが、これら平安宮では朝堂院の西側に展開していた官衙が、平城宮ではどこに位置していたのかは興味がもたれるところである。前述の西南苑池との関係も含めて大事な検討課題となろう。

**大蔵省** 大蔵省には税物を収納する大規模な倉庫群があったとみられる。平城宮ではまだその痕跡は全くつかめていない。平安宮では宮北方に位置したが、平城宮でもそうなのか、平城宮と平安宮の比較研究の面でも注目される。

**奈良時代前半の兵部省** 壬生門内の東西対象の位置に置かれた奈良時代後半の式部省・兵部省の前身の所在について、式部省は東隣からの移転が明らかになったが、兵部省は前半の所在地について、いまだその想定も困難状況である。その所在地は、奈良時代前半の官衙配置を考える上で、是非とも解明したい情報である。

**官衙名比定の適否** 発掘調査で全容が明らかになり、官司名比定がされているものであっても、なお疑念の残る官司がある。例えば、宮内省復原建物として四棟の掘立柱建物や築地塀・北門の建物復原が進んだ官司について、宮内省説には不利な情報が多い。また、内裏北の内膳司、西宮北の大膳職についても、物的な証拠が得られているわけではなく、あくまで推定の域を出ない<sup>(22)</sup>。

## 五 平城宮跡の解明に向けて

平城宮跡のうち、これまでの六〇年間で調査を終えたのは、遺跡全体のまだ四割弱に過ぎない。しかもそのペースは年々落ちてきている。六〇年間の前半三〇年間と後半三〇年間の調査面積を比較するならばそれは歴然である。全容の解明までにまだ数世代にわたる息の長い事業であるのは明らかな事実であるが、調査面積が増えれば、それによって明らかになる事実は等比級数的に増大していく。何よりも継続が大きな力となる事業である。

これまでに発掘調査を終えたのは、大極殿、朝堂院などの儀式・政務運営空間、天皇の居住空間である内裏、東院庭園、南面・西面などの宮城門の一部、ごく一部の官衙などに過ぎない。現在、調査は東院の主体部、及び東方官衙に主力が注がれているが、なおほとんど未発掘のまま残されている地域も多い。特に第一次大極殿・西宮と中央区朝堂院の西

側に展開する官衙ブロックは、宮西辺の馬寮地域を除くとほぼ未解明である。また、東張り出し部北半の宮東北隅部分も官衙ブロックの様相もほとんど未解明である。そのほか一部調査に着手したものの、なお解明に補足調査の必要な箇所も多い。

本稿では、思い付くままに未解明の課題を列挙してきた。これはまだほんの氷山の一角であろう<sup>(23)</sup>。平城宮の発掘調査はまだ四割弱であり、その全容解明は前途遼遠の感がある。しかし、これまでの発掘調査成果を真に生かすためにも、今後も継続的な発掘調査体制が維持され、日本古代国家の建設過程の実態が明らかにされてゆくことを切に願うものである。

最後にもう一言付け加えるならば、東院南方遺跡の保存と解明が、平城宮跡のそれと不可分であることを強調しておきたい。ここは厳密には平城宮ではないが。南面の左右対称性を維持するために敢えて切り欠いた部分であり、平城宮に取り込まれてもおかしくなった場所である。二条大路木簡の分析からは、藤原麻呂宅の所在地と目されているが、一方で宮南梨原宮のような離宮の想定地でもある。東院南方遺跡は平城宮の特異な形のキーになる場所であり、その土地利用のあり方の解明は、平城宮の構造を考える上でも重要な情報となるだろう。是非とも平城宮に準じて取り扱わねばならない遺跡である。

## 註

- (1) 平城宮・京の発掘調査の最新の成果の概要をまとめたものとしては、奈良国立文化財研究所二〇一〇a、渡辺二〇一〇、渡辺二〇一四、渡辺二〇二〇を、また文献を中心とする当該時期の通史としては、渡辺二〇〇九を参照のこと。なお、平城宮跡の発掘調査成果は、『平城宮発掘調査報告』として順次刊行されているがまだ17冊にとどまっており、体系的な報告がなされているわけではないが、『平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』、『奈良国立文化財研究所年報』、『奈良文化財研究所紀要』などに調査後との概要報告がある。本稿の叙述に関連するものについては、参考文献として掲げてある。また、奈良文化財研究所二〇一六aに、平城宮跡の地区ごとの発掘調査成果のまとめがあり、概要を把握するには便利である。
- (2) 豊楽院と朝堂院の関係についての研究としては、橋本一九九五がある。
- (3) 平城太上天皇の平城西宮の遺構については、奈良国立文化財研究所一九八二a、奈良文化財研究所二〇一一aに詳しい。
- (4) 朝集院と東朝集堂の発掘調査成果については、奈良文化財研究所二〇〇三b、奈良文化

財研究所二〇〇四c、奈良文化財研究所二〇〇五c、奈良文化財研究所二〇〇六b、奈良文化財研究所二〇〇七aなどを参照のこと。

(5) 七四〇年(天平一二)に平城京から遷都した恭仁京の中枢部の解明が進んでいる。今後、恭仁宮の朝堂院・朝集院のあり方は、平城宮前半期の状況の理解の上で重要な知見を提供することが期待される。

(6) この点については、渡辺二〇一〇でも図中に「?」を付して指摘したことがある。

(7) 式部省と兵部省は、大宝令で人事を分掌する官司として対等に位置付けられていたが、実際には平城遷都の時点では式部省が武官も含めて人事全般を掌握していた。両省が実質的にも対等の官司になるには、平城遷都後さらに二〇年の時日を要した。その過程や要因については、渡辺一九九五bで検討したことがある。

(8) この点については、渡辺二〇〇六でも論じたことがある。

(9) 東院中枢部の最近の発掘調査成果については、奈良国立文化財研究所一九九九、奈良文化財研究所二〇〇六a・二〇〇七b・二〇〇八・二〇一〇c・二〇一一b・二〇一二・二〇一四・二〇一八・二〇一九などを参考のこと。また、東院庭園については、既に発掘調査報告書が刊行されている(奈良文化財研究所二〇〇三a)。

(10) 東張り出し部が設けられた理由やその評価については、渡辺二〇一九でも述べたが、本稿でも以下再度検討を加えている。

(11) 日本古代の皇太子制度については、荒木一九八五を参考のこと。

(12) 後宮の成立過程については、橋本二〇一一を参考のこと。

(13) 平城京左京二条二坊十一坪・十二坪の発掘調査成果は、平城京左京二条二坊十二坪水道局舎建設予定地発掘調査会一九八四、奈良国立文化財研究所一九九八b、奈良文化財研究所二〇一七bなどを参考のこと。この地が有数の施釉瓦塼の出土地であることとその評価については、今井二〇一八に詳しい。

(14) 東面宮城門の門号については、渡辺一九九五a、西本二〇〇八、山下二〇一五などの検討がある。なお、北面の宮城門についても課題が残る。北面門はまだ一つも遺構としては確認できていない。北面中門は朱雀門の真北にはないことはわかっている(奈良国立文化財研究所一九八九)ので、歌姫街道との交点が候補地だが、東門は水上池との関係、西門は御前池との関係が、平城宮の北方に展開する松林苑との取り付きも含めて検討課題となろう。また、平城宮造営前の下ッ道(現状では第一次大極殿院内で検出しているのが最北(奈良国立文化財研究所一九八二a))の探索も課題である。

- (15) 第二二次調査で検出した S B 三一一六（奈良国立文化財研究所一九六五）。奈良文化財研究所二〇一一 b ・二〇一二・二〇一四などの遺構変遷図には、S B 三一一六が図示されている。
- (16) 平城宮の苑池については、金子二〇一四などを参照のこと。
- (17) 奈良国立文化財研究所一九七六。市庭古墳の復元については、岸本一九九五を参照のこと。
- (18) 井上二〇〇八は、平城宮の官衙ブロック全域を総合的に検討した今後の発掘調査の指針すべき研究成果である。
- (19) 神祇官の発掘調査成果については、奈良国立文化財研究所一九九二・一九九七を参照のこと。なお、西大溝は二条大路北側溝まで貫流することが予想されるものの未調査部分の距離はあまりにも長い。延長部分に近い二条大路上にはこれを南北に横切る溝が検出されており（奈良文化財研究所二〇一七 a）、西大溝との関係が想定されている。平城宮の排水体系を考える上で不可欠の情報となろう。
- (20) 例えば S B 八六〇〇は、遷都当初の近い時期の木簡を含み、東院の造営と深く関係する遺構である。奈良国立文化財研究所一九七八、川越・渡邊・西口二〇〇八などを参照のこと。
- (21) 小子門周辺の木簡が出土した溝相互の関係や出土状況については、奈良国立文化財研究所一九八一・一九九八 aなどを参照のこと。
- (22) 宮内省、大膳職、内膳司の比定をめぐる問題点については、渡辺二〇二〇で述べた。後二者の官司内からは木簡も出土している（いずれも国宝）。二〇〇三年・二〇一〇年にこれらの木簡が重要文化財に指定された際に、大膳職推定地出土木簡、内膳司推定地出土木簡のように、「推定」の語句を付したのは、かかる点を考慮したものである。
- (23) 奈文研が二〇一九年一〇月に開催した東京講演会「奈良の都、平城宮の謎を探る」においても、今後解明すべき課題についてパネルディスカッションを行ったので、併せて参照されたい（奈良文化財研究所二〇二〇）。

### 【参考文献】

- 荒木敏夫 一九八五『日本古代の皇太子』吉川弘文館  
井上和人 二〇〇四「平城宮東院地区の造営年代一周辺条坊道路施工の実態から一」井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社（初出は二〇〇二）

- 井上和人 二〇〇八「平城宮内の平面構造の研究」井上和人『日本古代都城制の研究 藤原京・平城京の史的意義』吉川弘文館（初出は二〇〇五年）
- 今井晃樹 二〇一八「平城京左京二条二坊の施釉瓦塼—第二七九次他」『奈良文化財研究所紀要二〇一八』
- 岩本次郎 一九九一「楊梅宮考」『甲子園短期大学紀要』一〇
- 小澤毅 一九九四「平城宮小子門の再検討」『奈良国立文化財研究所年報一九九四』
- 金子裕之 二〇〇五「平城宮の法王宮をめぐる憶測」奈良女子大学 21世紀 COE プログラム 古代日本形成の特質解明の研究教育拠点編『古代日本と東アジア世界』（奈良女子大学二一世紀 COE プログラム報告集六）
- 金子裕之 二〇一四「平城宮の園林とその源流」金子裕之（春成秀爾編）『古代都城と律令祭祀』柳原出版（初出は二〇〇三年）
- 川越俊一・渡邊淳子・西口壽生 二〇〇八「平城宮土器大別の検討（一）—前半期 S D 八六〇〇出土土器を中心に—」『奈良文化財研究所紀要二〇〇八』
- 岸本直文 一九九五「市庭古墳の復元」奈良国立文化財研究所『文化財論叢Ⅱ』同朋社出版
- 奈良国立文化財研究所 一九六五「昭和三九年度平城宮跡発掘調査概要 第二二次調査—東面北・中門外側」『奈良国立文化財研究所年報一九六五』
- 奈良国立文化財研究所 一九六六・一九六九『平城宮木簡一』（『平城宮発掘調査報告V』）
- 奈良国立文化財研究所 一九七六『平城宮発掘調査報告VII—内裏北外郭の調査』
- 奈良国立文化財研究所 一九七八「東院地区の調査—第一〇四次」『昭和五二年平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九八一『平城宮木簡三』
- 奈良国立文化財研究所 一九八二 a『平城宮発掘調査報告XI—第一次大極殿院地域の調査』
- 奈良国立文化財研究所 一九八二 b「（平城宮）南面西門（若犬養門）の調査—第一三三次」『昭和五六年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九八九「宮北面中門推定地の調査—第一九一一四次」『昭和六三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九九一『平城宮発掘調査報告XIII—内裏の調査二』
- 奈良国立文化財研究所 一九九二「式部省東官衙の調査—第二三六次」『一九九二年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 一九九三『平城宮発掘調査報告XIV—第二次大極殿院の調査』

奈良国立文化財研究所 一九九四「(平城宮)式部省北半部の調査—第二二九・二三五次」  
『奈良文化財研究所年報一九九三』

奈良国立文化財研究所 一九九五 a 「造酒司の調査—第二五〇・二五九次」『一九九五年  
度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』

奈良国立文化財研究所 一九九五 b 『平城京左京二条二坊・三条二坊—長屋王邸・藤原麻  
呂邸—発掘調査報告』

奈良国立文化財研究所 一九九七「式部省東方官衙の調査—第二七三次」『奈良国立文化  
財研究所年報一九九七—III』

奈良国立文化財研究所 一九九八 a 「式部省東方・東面大垣の調査—第二七四次」『奈良  
国立文化財研究所年報一九九八—III』

奈良国立文化財研究所 一九九八 b 「左京二条二坊十一坪の調査—第一第二八九次・第二  
八二一一六次・第二八二一一〇次」『奈良国立文化財研究所年報一九九八—III』

奈良国立文化財研究所 一九九九「東院地区の調査—第二九二・二九三一一〇次」『奈良  
国立文化財研究所年報一九九九—III』

奈良文化財研究所 二〇〇三 a 『平城宮発掘調査報告X V—東院庭園地区の調査』

奈良文化財研究所 二〇〇三 b 「(平城宮)第二次朝集殿院南門の調査—第三二六次」『奈  
良文化財研究所紀要二〇〇三』

奈良文化財研究所 二〇〇四 a 「東区朝堂院南辺官衙の変遷と出土木簡」『平城宮木簡六』

奈良文化財研究所 二〇〇四 b 「(藤原宮)朝堂院東南隅・朝集殿院東北隅の調査—第一  
二八次」『奈良文化財研究所紀要二〇〇四』

奈良文化財研究所 二〇〇四 c 「(平城宮)朝集殿院の調査—第三四六・三五五次」『奈  
良文化財研究所紀要二〇〇四』

奈良文化財研究所 二〇〇五 a 『平城宮発掘調査報告X VI—兵部省地区の調査』

奈良文化財研究所 二〇〇五 b 「中央区朝堂院の調査—第三六七・三七六次」『奈良文化  
財研究所紀要二〇〇五』

奈良文化財研究所 二〇〇五 c 「(平城宮)朝集殿院の調査—第三七〇次」『奈良文化財  
研究所紀要二〇〇五』

奈良文化財研究所 二〇〇六 a 「(平城宮)東院地区西北部の調査—第三八一次」『奈良  
文化財研究所紀要二〇〇六』

奈良文化財研究所 二〇〇六 b 「(平城宮)朝集殿院の調査—第三九四・三九九次」『奈

良文化財研究所紀要二〇〇六』

奈良文化財研究所 二〇〇七 a 「(平城宮) 朝集殿院の調査一第三九九次」『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』

奈良文化財研究所 二〇〇七 b 「(平城宮) 東院地区の調査一第四〇一次」『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』

奈良文化財研究所 二〇〇八 「(平城宮) 東院地区の調査一第四二一・四二三次」『奈良文化財研究所紀要二〇〇八』

奈良文化財研究所 二〇〇九 「(平城宮) 東方官衙地区の調査一第四二九・四四〇次」『奈良文化財研究所紀要二〇〇九』

奈良文化財研究所 二〇一〇 a 『図説平城京辞典』 栄風舎

奈良文化財研究所 二〇一〇 b 「(平城宮) 東方官衙地区の調査一第四四〇・四六六次」『奈良文化財研究所紀要二〇一〇』

奈良文化財研究所 二〇一〇 c 「(平城宮) 東院地区の調査一第四四六次」『奈良文化財研究所紀要二〇一〇』

奈良文化財研究所 二〇一一 a 『平城宮発掘調査報告 X VII—第一次大極殿院地区の調査二』

奈良文化財研究所 二〇一一 b 「(平城宮) 東院地区の調査一第四四六・四六九次」『奈良文化財研究所紀要二〇一一』

奈良文化財研究所 二〇一二 「(平城宮) 東院地区の調査一第四八一次」『奈良文化財研究所紀要二〇一二』

奈良文化財研究所 二〇一四 「(平城宮) 東院地区の調査一第五〇三」『奈良文化財研究所紀要二〇一四八』

奈良文化財研究所 二〇一六 a 「発掘調査の概要」『平城宮跡整備報告書』

奈良文化財研究所 二〇一六 b 「(平城京) 右京一条二坊四坪・二条二坊一坪・一条南大路・西一坊大路の調査一第五三〇次・第五四六次・第五六〇次」『奈良文化財研究所紀要二〇一六』

奈良文化財研究所 二〇一七 a 「平城京朱雀門周辺・朱雀大路・二条大路の調査一第五五二次・第五六六次・第五七七次・第五七八次」『奈良文化財研究所紀要二〇一七』

奈良文化財研究所 二〇一七 b 「平城京左京二条二坊十一坪の調査一第五六三次・第五七一次」『奈良文化財研究所紀要二〇一七』

奈良文化財研究所 二〇一八 「(平城宮) 東院地区の調査一第五八四・五八七・五九三次」

## 『奈良文化財研究所紀要二〇一八』

奈良文化財研究所 二〇一九「（平城宮）東院地区の調査—第五九五次」『奈良文化財研究所紀要二〇一九』

奈良文化財研究所 二〇二〇「パネルディスカッション まだまだある平城宮の謎」『奈良の都、平城宮の謎を探る』

西本昌弘 二〇〇八「初期平安宮にいたる宮城十二門号」西本昌弘『日本古代の王宮と儀礼』塙書房（初出は一九九九年）

橋本義則 一九九五「平安宮草創期の豊楽院」橋本義則『平安宮成立史の研究』塙書房（初出は一九八四年）

橋本義則 二〇一一「日本の古代宮都—内裏の構造変遷と日本の古代権力」橋本義則『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館（初出は二〇〇六年）

平城京左京二条二坊十二坪水道局舎建設予定地発掘調査会、一九八四『平城京左京二条二坊十二坪 奈良市水道局舎建設地発掘調査概要報告』

山下信一郎 二〇一五「日本古代の都城と宮城十二門—東面宮城門の変遷を中心に」館野和己編『日本古代のみやこを探る』勉誠出版

渡辺晃宏、一九九五 a 「平城宮東面宮城門号考—東院南門（S B一六〇〇〇）の発見によって」虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館刊

渡辺晃宏 一九九五 b 「兵部省の武官人事権の確立と考選制度—平城宮東区朝堂院南方官衙の発掘調査の成果をめぐって」奈良国立文化財研究所『文化財論叢 II』同朋社出版

渡辺晃宏 二〇〇六「平城宮中枢部の構造—その変遷と史的位置」義江彰夫編『古代中世の政治と権力』吉川弘文館

渡辺晃宏 二〇〇九『平城京と木簡の世紀』（日本の歴史〇四）講談社（初出は二〇〇一）

渡辺晃宏 二〇一〇「平城宮の建設と構造」『季刊考古学』一一二

渡辺晃宏 二〇一四「平城京と貴族の生活」『岩波講座日本歴史』第三巻、岩波書店

渡辺晃宏 二〇一九「平城宮の歴史的位置—遷都のその契機」奈良文化財研究所『藤原から平城へ 平城遷都の謎を解く』

渡辺晃宏 二〇二〇『日本古代国家建設の舞台 平城宮』（シリーズ「遺跡を学ぶ」一四四）新泉社

〔附記〕本稿は、広瀬和雄・山中章・吉川真司編『講座叢内の古代学』第III巻王宮と王都（雄山閣、二〇二〇年）に、「平城宮—課題と展望—」として収録されたものを再録したものである。なお、図は扉裏のカットとして収録した（4頁、10頁、106頁）。